

# 調査の概要

## 1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者（外来・入院）を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とした。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除いた。

## 3 調査の期日

平成29年10月17日(火)～19日(木)の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日。

## 4 調査事項

### 外来患者票

診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、初めて医師に診てもらったときの自覚症状、医師から受けた説明の程度、病院を選んだ理由、満足度 等

### 入院患者票

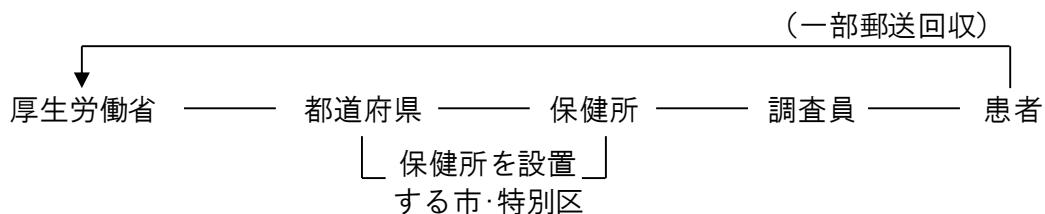
病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、今後の治療・療養の希望、退院の許可が出た場合の自宅療養の見通し、満足度 等

## 5 調査の方法

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに医療施設において調査員が行った。記入は、原則として患者本人の記入方式としたが、記入できない場合については、家族の方などが補助して記入した。

調査票は、患者が提出用封筒に密封し、医療施設において調査員が回収した。なお、郵送による提出も可とした。

## 6 調査の系統



## 7 集計及び結果の公表

集計は厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）において行った。

この概況は、受療行動調査（概数）の基本集計の結果をとりまとめたものである。

平成 29 年受療行動調査（概数）の概況 数 値：概数 (病院報告（平成 29 年 10 月分概数）の外来患者延数と在院患者数を用いて全国推計を行ったもの)	平成 29 年受療行動調査（確定数）の概況 数 値：確定数 (平成 29 年医療施設静態調査の外来患者延数と在院患者数及び平成 29 年患者調査の外来患者、入院患者の年齢構成を用いて全国推計を行ったもの)
掲載内容：基本集計 (受療行動調査の調査項目のみで集計したもの)	掲載内容：基本集計 (平成 29 年医療施設静態調査とデータ・リンクageを行った上で集計したもの) 掲載内容：関連集計 (平成 29 年医療施設静態調査及び平成 29 年患者調査とデータ・リンクageを行った上で集計したもの)

なお、病院の表章区分は以下のとおりとした。

- ・特定機能病院……………医療法第 4 条の 2 に規定する特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院
- ・大病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 500 床以上の病院
- ・中病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 100 床～499 床の病院
- ・小病院……………特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が 20 床～99 床の病院
- ・療養病床を有する病院……………医療法第 7 条第 2 項第 4 号に規定する病院の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床を有する病院

概況に用いた有効回答数の状況及び調査実施施設数は次のとおりであった。

### ◆調査票配布数、回収数、有効回答数

	調査票配布数 (A)	回収数 (B)	回収率(%) (B)/(A)	有効回答数
総 数	186,709	147,194	78.8	145,700
外 来	122,817	96,597	78.7	95,512
入 院	63,892	50,597	79.2	50,188

### ◆病院の種類別調査実施施設数、有効回答数

	施設数	有効回答数	外来	入院
総 数	490	145,700	95,512	50,188
特 定 機 能 病 院	35	38,396	23,452	14,944
大 病 院	70	48,967	31,300	17,667
中 病 院	141	35,532	24,124	11,408
小 病 院	121	11,940	9,761	2,179
療 養 病 床 を 有 す る 病 院	123	10,865	6,875	3,990

## 8 利用上の注意

- (1) 表章すべき最下位の桁の 1 に達しない場合は「0.0」で表している。
- (2) 概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。
- (3) 平成 23 年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら 3 県分を除いたものとなっている。